

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、平成28年3月11日付けで包括外部監査人岩渕道男氏から提出のあった平成27年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成29年3月30日

長野県監査委員
同
同
同

田 口 敏 子
西 沢 利 雄
西 沢 昭 子
鈴 木 清

1 監査の対象となった事件名

森林税を中心とした森林整備事業に関する事務の執行について

2 措置の内容等

事項	区分	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
決裁権の運用	指摘	<p>「みんなで支える里山整備事業」に係る交付金決定起案書の決裁権者が、平成26年度全6回中1回について、本来所長決裁のところ副所長決裁とされ事務処理されているものが含まれていた。</p> <p>地方事務所の事務業務の決裁権限は原則として地方事務所長にあり、一部の事務業務については「地方事務所長の決裁権格下げ基準」（61人第44号）で副所長、課長等に権限移譲しているが、補助金交付決定についての決裁は副所長の権限とされていない。</p> <p>起案文書の記載内容の適否を誰が確認をするのかが明確となっていない状況では、決裁権限の定めが形骸化してしまうおそれがある。決裁すべき者が責任をもって決裁する体制を整えることを検討すべきである。</p>	<p>「事務処理規則」の規定により、各所属において適切な対応をとるよう平成29年3月末までに部内に通知します。</p> <p>具体的には、予算執行に係る起案、決裁に当たり、決裁区分の適切な設定をはじめ、保存区分の設定の確認等適切な事務処理に一層配慮するよう周知し、徹底してまいります。</p>
調査調書の記載内容	指摘	<p>みんなで支える里山整備事業は、国の事業である森林環境保全整備事業との併用が可能となっていることから、事業の内容は国の要領である森林環境保全整備事業実施要領（以下「国の要領」という。）を基準に定められている。国の要領において、事業の採択基準として、特定の樹種・林齢の場合には、木の太さ（胸高直径の平均）が要件として挙げられていることから、事業調査を行う際、当該状況を別途確認する必要がある。しかしながら、多数の調査調書において胸高直径の平均の記載がされていなかった。当該調査項目は、採択基準として直接的に明記されている項目であり、調査調書で最低限記録すべき事項である。適正に施業状況を調査したことを明確にするためにも、調査調書への記載を行うべきである。</p>	<p>胸高直径の要件を満たしているかの確認を確実に実施すべく、平成28年5月9日付けで信州の森林づくり事業実施要領を一部改正しました。具体的には、施行地の管理を行ったプロット結果の添付を義務付け、当該結果を基に現地調査及び書類調査時に胸高直径を確認することとしました。</p>
補助金交付申請書類の不備	指摘	<p>信州の森林づくり事業実施要領に定める補助金交付申請書類に関して、以下のような不備が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「信州の森林づくり事業実行内訳書付表兼事業調査調書」に補助単価に影響する「施業区分」の記載がないもの ・「測量実施状況の写真」が添付されていないもの ・「作業完了の写真」が添付されていないもの ・申請書類と調査調書とで代表林班に相違がみられるもの <p>これらは、書類書式上必須項目である。調査の実効性、信頼性を高めるためにも必須書類の確実な徴求、記載内容の正確性には十分な配慮が必要である。</p>	<p>必須書類の確実な徴求と交付申請書類を明らかにすることを目的に、平成28年5月9日付けで信州の森林づくり事業実施要領を一部改正し、必要書類を一覧表で明示するとともに、申請者が自ら申請書に添付漏れがないか確認を行なうセルフチェックリストの提出を義務化しました。</p>

補助金申請単位	指摘	<p>「みんなで支える里山整備事業に係る運用」別紙1において、補助金交付の採択基準は「整備する面積が1ha以上の団地的なまとまりがある森林に限る」との記載がある。しかし、下伊那地方事務所で行っている里山整備事業の一覧表を閲覧したところ、平成26年度の補助金申請事業101件のうち38件の事業が施業面積1ha未満であった。</p> <p>実態は、事業主体が施業地ごとに補助金申請をしているため1haに満たない申請となっていたことによるものであり、同一申請回の同一団地の施業地面積を合計すると1ha以上になる。この場合、個々の申請書面のみでは補助金対象事業に適合するか明確とならないため、「整備する面積が1ha以上の団地的なまとまりがある森林」であることを補助金申請単位で明確にすることが必要である。</p>	<p>包括外部監査のご指摘以降、下伊那地方事務所は「整備する面積が1ha以上の団地的なまとまりがある森林」であることを補助金申請単位で明確にするため、一申請番号毎の面積を1ha以上とするよう、事業主体に指導を行いました。</p>
調査対象の抽出基準の解釈	指摘	<p>調査内規第5条第2項には、調査箇所の抽出について次の規定がある。</p> <p>① 間伐、更新伐に該当する場合は、「全申請団地の総施行地の10%以上に相当する施行地を無作為抽出により調査」</p> <p>② 間伐、更新伐、人工造林、樹下植栽以外の場合、「2ha以上の施行地は全箇所、2ha未満の施行地は無作為に抽出する10%以上を調査」</p> <p>平成26年度において国の要領等が変更になったことに伴い、新たに「保育間伐」の概念が取り入れられているが、当該「保育間伐」が上記のいずれの区分に従うのか不明確であったことから、地方事務所によって解釈が分かれている。結果として、調査件数に相違がみられた。</p> <p>調査対象の抽出方法が統一されていないことから、調査の品質にバラツキが生じている可能性がある。</p> <p>調査の実効性を高めるためにも、統一した基準による調査の実施が必要である。</p>	<p>平成28年10月17日に開催した造林事業担当者会議において、みんなで支える里山整備事業の調査対象箇所の抽出方法を統一するため、抽出基準は、「2ha以上の施行地は全箇所、2ha未満の施行地は無作為に抽出する10%以上を調査」に該当する旨を説明し、統一した基準により調査を実施しています。</p>
常例検査の検査周期	指摘	<p>森林組合検査の対象となる①業務運営の状況、②資産及び負債並びに損益の状況には業務改善の必要性の程度に違いがあり、各組合一律に2年に一度の常例検査を実施する態勢については十分検討すべきであったと考える。</p> <p>検査は、業務運営の状況、資産及び負債並びに損益の状況について、合法性、合目的性及び合理性の視点から行われることから、農水省の検査方針の方向性に従えば、全ての森林組合について常例検査を毎年実施することを慣例化するのではなく、過去の検査結果、森林組合の経営管理（ガバナンス）態勢、法令順守態勢、利用者保護等管理態勢、財務管理態勢を含むリスク管理態勢の整備状況等を勘案し、実効性のある検査周期の決定が望まれる。</p>	<p>平成28年6月8日付けで長野県森林組合常例検査実施要綱を改正し、本庁に加え地方事務所林務課職員も検査員に任命し、両者が隔年交互に検査を行い各組合に対して毎年検査を実施することとしました。</p> <p>具体的には、本庁検査員は組合の全部門を確認する「全面検査」を実施、地方事務所は指示事項の改善状況を確認する「事後確認検査」及び当年度の重点検査事項を確認する「部分検査」を実施します。</p> <p>検査結果を受けて、事後改善期限を設け確認指導等を改善に至るまで行うとともに、未改善等が生じた場合は次年度の検査を全面検査とし、実行性を確保します。</p>
常例検査における資産及び負債並びに損益の状況の理解、検討	指摘	<p>信州の木活用課が毎年入手、整理している各森林組合の決算関係書類は、事業活動の結果を取りまとめた重要書類であるが、事業損益の赤字計上が事業の実態の問題か、事業管理費配賦計算上の問題か、その主な要因が何かを森林組合を管轄する同課によって十分に確認、検討されていない。</p> <p>森林組合の業務運営及び決算の状況が決算関係書類を通じて適正に開示されることを促すために、決算関係書類の記載内容について深度ある検討を行うべきである。</p> <p>また、課題が認められる組合に対しては、業務運営体制の整備、運用状況等の程度に応じた適切な指導を行うことが望まれる。</p>	<p>平成28年6月8日付けで長野県森林組合常例検査実施要綱を改正し、検査員体制、検査周期を見直し、毎年度常例検査を行い改善に至るまで確認を実施することとしました。</p> <p>組合検査員に対し、農林水産省検査員や森林組合監査士を講師に招き研修を実施し、国や県森林組合連合会が主催する研修に参加し資質の向上を図りました。</p> <p>更に、公認会計士が検査に同行し、専門的知見を生かした検査を実施していますので、検査を実施する中で県検査員の資質の向上を図っています。</p>

<p>森林簿への 施業履歴の 記載</p>	<p>指摘</p>	<p>林務部は、森林情報資産を適正に管理するために「長野県森林情報資産取扱要領」を定めており、そこでは間伐の実施記録（施業履歴）は森林簿に森林関連情報として記載することとしている。しかし、今回実施した現地機関（地方事務所）での監査において、平成26年度に補助金対象として実施された間伐の一部について森林簿の記録と照合した結果、ほとんどその記載はなかった。森林情報資産の適正管理や今後の間伐計画の立案、実施状況のモニタリングを効果的かつ効率的に実施するためにも、森林簿の精緻化が必要である。</p> <p>なお、森林林業白書に「森林簿情報について、施業履歴等の明確化や精度向上を図り、都道府県と市町村等との間での共有化を進めるとともに、森林施業の集約化を図るため、森林経営計画の作成等に必要な森林情報が、（略）森林組合等の林業事業体に提供されるよう、都道府県に対する助言等を行った。（平成26年度森林林業白書）」との記述があるように、国（林野庁）においても県に対して助言等が行われていることから、早急に改善して記載することが必要である。</p>	<p>造林事業で実施した箇所の履歴管理のため、造林補助システムに入力された林班情報から森林簿情報を更新することを徹底しました。具体的には、全ての林班情報を入力する旨を平成28年8月29日付けで作成した平成28年度造林補助システム運用・操作マニュアルに記載して周知するとともに、平成28年9月に実施した研修において徹底しました。</p>
<p>森林整備の 継続性</p>	<p>意見</p>	<p>森林の多面的機能を効果的に導き出すために森林整備は必要であり、森林は苗木を植栽してから長年にわたる手入れを経て、木材の販売収入が得られるのは数十年後と長期を要することから、県は継続して毎年150億円を超える予算を投じて森林整備関連事業を実施してきている。この財源は、国庫支出金、県の一般財源等によって賄われている。</p> <p>県は、県民一人当たり年間140万円の公益的な恩恵を森林から得ていると説明しているが、県民一人ひとりが実感としてこれを理解するのは難しいように考える。森林整備の効用についてその結果を客観的に示すのは困難な面もあるが、森林整備の財源負担を県民に求めるのであれば、比較データなどを用いてより具体的に、また、公益的必要性を県民により分かり易く説明することが望まれる。</p>	<p>森林整備の効果や必要性を県民の皆様に関わりやすく説明していくことは大変重要であることから、間伐の必要性を記載し、間伐実施前後の写真を掲載するなどしたリーフレットを作成し、平成28年6月に開催した「全国植樹祭」、8月に開催した「山の日記念全国大会」等の機会を捉え、広く配布いたしました。加えて、平成28年12月には同リーフレットを県内のコンビニエンスストアに設置し、若い世代の皆様にも手に取っていただけるよう配慮しています。</p> <p>また、本県の森林・林業に関する試験研究機関である林業総合センターでは、ホームページの充実を図りながら、研究で得られた成果や知見等を県民の皆様に関わりやすくお伝えすべく、工夫しているところです。</p> <p>なお、比較データなどを用いた森林整備の効用を客観的に示す工夫につきましては、他府県での事例も参考にしながら検討してまいります。</p>
<p>間伐必要面積、所要整備費用見積額</p>	<p>意見</p>	<p>平成16年に策定された「信州の森林づくりアクションプラン」では、その時点から10年間で251千haの森林の間伐を実施することが必要であるとして計画が策定され、「民有林の間伐すべき森林をすべて手入れします。」と宣言している。しかし、23年に改定されたアクションプランでは25年度以降の間伐計画面積が減少している。これにより、当初掲げられた10年間の達成目標としての必須間伐面積が11千ha下方修正されているが、この内容についての明確な説明はされていない。</p> <p>平成16年度から27年度までの12年間で間伐された面積は231千ha（平成26年度、27年度は計画値）であり、必要面積251千haに達していない。この差が間伐必要面積の推計値の修正であれば、必要とされた間伐は概ね達成されたことになるが、これも不明である。ただ、改定されたアクションプランでは、28年度から32年度までにさらに75千haの間伐が目標として設定されている。</p> <p>このように、間伐計画面積の修正等に関し明確な説明がなく、間伐が必要とされる面積がどの程度あるのか、公的な間伐助成が必要な森林面積がどのくらいあるのか県民に分かり易く示されていない状況である。</p> <p>里山整備の財源負担を県民に求めるのであれば、不効率・不採算で事業化には馴染まないが森林の整備は必要な里山の面積や、これらの整備に必要な費用を示し説明することは不可欠と考える。</p>	<p>長野県の民有林について、重視すべき機能に応じて、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 効率的な木材生産に適しており林業振興に取り組む森林 2 水源かん養機能など森林の持つ公益的機能を特に発揮させる必要がある公的に管理する森林 3 燃料革命等により放置された集落周辺の所有規模が細かい私有林などの里山として管理する森林 4 自然の推移に委ねる森林 <p>に分類し、それぞれの目指す姿に沿った最も効率的な方法で整備を進めるという考え方について、平成29年1月18日に開催した平成28年度第2回みんなで作る森林づくり県民会議で資料として提示し、説明を行いました。</p> <p>今後、それぞれの分類ごと整備が必要な面積や整備費用が精査できた段階で、県民の皆様にお示しできるよう検討してまいります。</p>

森林整備の 主体性	意見	<p>これまで森林税を活用して実施されてきた森林整備は、管理放棄された里山の切捨間伐が中心であったが、これは山林所有者の意向に大きく左右され、必ずしも計画的な森林整備であったとはいえない。また、国庫の森林整備の補助が平成23年度から森林資源の活用を目的として切捨間伐から搬出間伐に方向転換されたことにより、里山整備に活用される国庫補助は大きく減少し、里山整備を推進する場合の県及び市町村による財源負担が増加した。</p> <p>これらの要因により、集約化が進まず整備作業に手がついていない里山や、虫食い状態で間伐が実施されてきた里山がまだ多く存在するため、今後森林税等を活用する森林整備に関しては、県がより能動的に取り組み、市町村と協調しながら推進することが重要と考える。</p>	<p>森林税を活用した里山整備について、これまでの取組により一定の成果が上がってきていると考えておりますが、整備が進みにくい里山が残っているなどの課題も明らかになっています。</p> <p>今後の里山整備の取組の方向性について、市町村の皆様と連携し、地域や森林所有者の方々の意向も汲み取りながら、山地災害防止等の観点から整備の必要性なども踏まえつつ、整備箇所を特定していく取組などを検討するとともに、今後、「みんなで支える森林づくり県民会議」や「長野県地方税制研究会」での議論を見据えながら、里山整備の方向性について検討してまいります。</p>
森林整備と 里山整備	意見	<p>森林整備について、国による施策が、森林資源の有効活用に視点を置き、産業としての林業再生に着目した方向に転換されている。長野県は、広い森林面積を有しており、この多くは里山である。里山の多くは、その所有者が管理を放棄し荒廃状態にある。里山に公益的資産としての森林の多面的機能を期待するのであれば、その整備の継続を検討することは有用と考える。</p> <p>現在、県が導入している「森林税」は、主として国庫補助が十分見込めず、小規模、分散的な個人所有となっている里山の整備に活用されている。</p> <p>里山整備の方向性については、国の施策に左右されるのではなく、現状の分析、検討を踏まえ県民に分かりやすく説明する必要がある。</p>	<p>森林税を活用した里山整備について、これまでの取組により一定の成果が上がっておりますが、整備が進みにくい里山が残っているなどの課題も明らかになっています。今後、「みんなで支える森林づくり県民会議」や「長野県地方税制研究会」での議論を見据えながら、今後の里山整備の方向性について検討し、県民の皆様に丁寧にお示ししてまいります。</p> <p>なお、平成29年度の里山整備事業については、国庫補助事業の要件に縛られず、現場からの要望の強かった県単独事業を大幅に増加させ、必要な里山整備に取り組んでまいります。</p>
里山整備事 業と部局連 携	意見	<p>森林税を活用してこれまで行われてきた里山整備は間伐作業が中心であり、間伐を実施した里山についてその後目立った取り組みはない。しかし、里山に関しては多くの公益的機能が期待されているところであり、観光資源としての活用、県民の保健・レクリエーションのための活用等、地域の状況に鑑み、県庁関連部局と連携した取り組みを推進し、整備後の里山が再び荒廃することのないような施策を推進することが望まれる。</p>	<p>森林税活用事業に限らず、産学官で進めている長野県次世代ヘルスケア産業協議会との連携による森林セラピーの推進や、「信州 山の日」を契機とした部局連携などにより里山の森林空間の利活用を進めるなど、県庁関連部局との連携を強化して取組を進めてまいります。</p> <p>このほか、地域が主体的に里山管理を行う人材育成の取組も進め、整備後の里山が適切に管理されるよう取り組んでまいります。</p>
起案文書へ の押印	意見	<p>起案文書には、関係部署の関係者、決裁権者等多数の押印が示されているが、押印しているそれぞれが決裁権者を除き、どのような役割で押印しているのか明確ではない。また、規程上も明確なものはない。</p> <p>押印には、決裁、内容確認、作成、情報理解など様々な意味がある。</p> <p>起案文書について事務業務上必須のものが何か明確にし、事務業務の効率化に配慮し、文書上で明らかになるよう改善すべきである。</p>	<p>「長野県文書規程」第37条（合議の範囲）の規定に基づき、各所属において適切な対応をとるよう平成29年3月末までに部内に通知します。</p> <p>具体的には、決裁の過程において、合議は必要最小限とし、事務処理の迅速化に配慮するよう周知し、徹底してまいります。</p>
調査対象の 抽出基準	意見	<p>現地調査を実施すべき件数については、調査内規に定めがあるが、林務課担当者の判断により、所定の件数よりも多くの箇所を調査対象とし現地調査を行っている地方事務所もみられた。現地調査は必ずしも全て実施する必要はなく、リスクが高い等特定項目による抽出に加えランダムサンプリングによる抽出を組み合わせるなど適切な抽出基準を適用することにより、実効性を保ちつつ事務処理の効率化を図ることも検討すべきである。</p>	<p>実効性を保ちつつ事務処理の効率化を図るため、平成28年5月9日付けで信州の森林づくり事業調査要領を制定し、調査実施箇所は林務課職員以外が乱数表により無作為抽出するという基準を適用することとしました。</p>

<p>交付決定の遅れ</p>	<p>意見</p>	<p>諏訪地方事務所において、申請が平成26年6月、調査が8月、交付決定が9月と、申請から交付決定に長期を要している事例があった。補助金交付申請から最終の交付決定までに3か月を要しており、里山整備事業を支える事業主体の資金繰りを圧迫しているおそれがある。</p> <p>事業主体による補助金交付申請は事業完了後になされるものであり、当該事業者の業務を支援する観点からも、遅滞なく調査・交付を実施することが望まれる。</p>	<p>申請書受理後の交付決定までに時間を要した要因は不足書類の提出指示、施行地の再測量や除地の測量等であったことから、平成28年5月9日付けで信州の森林づくり事業実施要領を一部改正し、必要書類を一覧表で明示するとともに、申請者が自ら申請書に添付漏れがないか確認を行うセルフチェックリストの提出を義務化することで、申請書類の正確かつ確実な徴求を図っています。</p> <p>また、平成28年5月9日付けで制定した信州の森林づくり事業調査要領において、再測量や除地の測量期間を1週間以内とし、それを超えるものは不適合として次回以降に再申請できることとしました。</p> <p>また、事後申請方式であることから、申請後でなければ申請件数を把握できず、調査日程の調整に時間を要していたことから、信州の森林づくり事業実施要領の一部改正において、翌年度の申請回毎の申請予定数を把握できるように対応したので、今後の調査日程の調整の効率化に活かしてまいります。</p>
<p>調査の遅れ</p>	<p>意見</p>	<p>調査内規では、「調査は、補助金交付申請書若しくは実績報告書の受理後、遅滞なく造林補助金の交付申請のなされた施業地1箇所ごとに、原則として書類調査及び実地調査により行うものとする。」と規定しており、補助金交付申請書等受理後、遅滞なく調査を実施することが求められている。</p> <p>しかしながら、下伊那地方事務所において、平成25年度第5回の補助金交付申請事案について、通常の手続に比べ交付決定までに相当の期間を要しているものが認められた。これらの中には、申請書受理後2か月を超えて調査が行われているものがあり、調査終了までに日にちが経過しているものが散見された。また、交付決定も第6回申請分と同日となっており、調査、交付決定手続きの効率化に課題が認められた。</p> <p>業務処理の効率化のため手続きが遅れてしまった理由を明らかにして、速やかな事務手続の実施が望まれる。</p>	<p>申請書受理後の調査完了までに時間を要した要因は、不足書類の提出指示、施行地の再測量や除地の測量等であったことから、平成28年5月9日付けで交付決定手続きの効率化のため、信州の森林づくり事業実施要領を一部改正し、必要書類を一覧表で明示するとともに、申請者が自ら申請書に添付漏れがないか確認を行うセルフチェックリストの提出を義務化することで、申請書類の正確かつ確実な徴求を図っています。</p> <p>また、平成28年5月9日付けで制定した信州の森林づくり事業調査要領において、再測量や除地の測量期間を1週間以内とし、それを超えるものは不適合として次回以降に再申請できることとしました。</p> <p>また、事後申請方式であることから、申請後でなければ申請件数を把握できず、調査日程の調整に時間を要していたことから、信州の森林づくり事業実施要領の一部改正において、翌年度の申請回毎の申請予定数を把握できるように対応したので、今後の調査日程の調整の効率化に活かしてまいります。</p>
<p>交付対象事業</p>	<p>意見</p>	<p>森林づくり推進支援金の交付対象事業は、「市町村等との連携により、きめ細かな森林づくり活動の取り組みを支援するため、市町村が独自性と創意工夫により事業展開するための経費に対して支援する。」ことを目的として、以下の事業に合致するものとされている。</p> <p>ア. 「みんなの暮らしを守る森林づくり」に関する事業</p> <p>イ. 「木を活かした力強い産業づくり」に関する事業</p> <p>ウ. 「森林を支える豊かな地域づくり」に関する事業</p> <p>これらの事業の例示として、森林づくり推進支援金事業実施要領 別表の中で取り組みが示されているが、ここで例示されている間伐の高上げや病害虫対策などの事業が、信州の森林づくり推進支援金事業の補助対象である「市町村が行う独自性と創意工夫のある事業」として相応しいもので当該補助の目的に合致しているか疑問である。</p> <p>また、支援金の支給対象としている実施事業が、事業目的の趣旨に合致した内容なのか申請書類上明確でないものも認められた。</p> <p>市町村の独自性と創意工夫による事業の実施により、森林の活用を推進することが当該事業の目的であることから、市町村に対し、その独自性と創意工夫による事業が実施されるようより一層働きかけを行っていくことが望まれる。</p>	<p>事業実施にあたり、地域住民自らが行う森林整備に対する支援や親子で県産材に親しむ機会の創出への支援など地域の実状に即した事業も実施されていますが、引き続き、地域の実状に即した事業の実施に取り組んでまいります。</p> <p>また、要領別表に例示として記載されている間伐の高上げや病害虫対策につきましても、地域会議等のご意見を伺った上で、地域独自の課題解決を図るため必要な事業と判断されるものについては、引き続き、支援と対象としてまいります。</p> <p>申請書類への事業実施内容の記載については、事業目的及び他の事業の交付対象でないこと等を明確に記載するよう平成28年5月に要領の改正を行いました。</p> <p>なお、より一層市町村に独自性と創意工夫を発揮いただく一助となるよう、平成28年度に実施された取組を取りまとめた上で、市町村に情報提供を行ってまいります。</p>

<p>森林と人のふれあいの場、教育の場の提供</p>	<p>意見</p>	<p>県民に負担を求めて実施している森林整備においては、県民の理解を前提に行われることが重要である。これまでの森林税は切捨間伐を主体とした事業に活用されてきた。これは、平成19年度県政世論調査を受け、森林に対する県民の期待として上位に位置づけられた「自然災害を防ぐ土砂の流出防止」、「地球温暖化の防止」、「水源のかん養」といった機能を重視した結果による。一方、森林の果たす役割として「森林セラピーなど保健休養の場としての利用」、「子供たちなど教育の場として利用されること」について約半数の期待が寄せられているのも事実であり、これに応えていくことも検討すべきである。</p> <p>これまでの取り組みに加え、レクリエーションや健康づくりの場をつくり森林と人のふれあいの場を提供することや、教育委員会とも連携し教育プログラムの一環として体験型学習を取り入れた教育を行うことなどにより、森林に対する県民の関心をより一層高めることが望まれる。</p> <p>また、こうした取り組みが、将来にわたる森林整備についての県民の理解を得ることにつながるものと考えている。</p>	<p>里山等の身近な森林や森林資源を活用し、子どもから大人まで参加できる学習機会としての木育活動を引き続き推進するとともに、森林税活用事業に限らず森林について県民の皆様により関心を持っていただけるよう、各地で行われている植樹祭や育樹祭、森林セラピーの推進、「信州 山の日」を通じた部局連携による行事の実施等、様々な機会を通じて里山の森林空間の利活用を進めてまいります。</p>
<p>森林組合に対する監督、検査</p>	<p>意見</p>	<p>林務部は、補助金不正受給事件に対応して、平成28年度から森林組合に対する常例検査の体制を見直すとしているが、不正事件を契機としたものであることから、事後的な事業実施結果の確認に止まらず、不正が発生しにくい管理態勢になっているのかといった「予防的統制」の視点に立ち、効果的な森林組合の監督、指導を行うことが望まれる。</p>	<p>平成28年6月8日付けで長野県森林組合常例検査実施要綱を改正し、検査項目の見直しを行い、事後的な事業実施結果を確認しています。また、長野県森林組合連合会が主体となり作成したガイドラインによる森林組合及び役員の内管理体制の自己点検状況についても検査項目に追加して、補助事業実施における内部牽制体制の確立状況を確認することにより、「予防的統制」の視点に立った効果的な森林組合の監督、指導を実施しています。</p>
<p>森林GISデータの利用状況</p>	<p>意見</p>	<p>森林GISの情報は、4月と10月に専用端末に配信されるとともに、随時WEB経由で利用できる環境にあるが、今回監査で訪問した多くの地方事務所林務課においてWEBでの利用は行われておらず、専用端末から担当者の業務用PCにデータをインストールし市販のGISソフトを利用し業務を行っていた。</p> <p>森林GISが利用しているネットワーク環境がそのデータボリュームに鑑みると十分でなく操作性が芳しくないため、WEBでの利用は行っていないというユーザの意見が聞かれた。森林GISをより有効に活用するためにも、操作性の改善について検討すべきである。</p>	<p>操作性の改善については、森林GISをより有効に活用するためにも重要であることから、平成29年度実施する新規事業「次世代森林情報整備推進事業」において森林GIS改修費用の予算要求を行いました。これにより、複雑な操作方法が改善され、より直観的に閲覧・編集が可能となる見込みです。</p> <p>こうした操作性の改善とともに、ユーザの意見を参考にしながら運用面の改善につきましても適宜対応してまいります。</p>
<p>施業情報の効率的な収集</p>	<p>意見</p>	<p>補助金申請の対象となる施業の概要は、林業事業体によって「造林事業検査野帳」、「信州森林づくり事業実行内訳書付表兼事業調査調書」等に取りまとめられ、補助金申請書に添付され県に提出されるが、補助金申請を目的としているため森林GISの情報更新のための情報が必ずしも網羅されていない。また、補助金申請情報を管理するための「造林補助システム」へのデータ入力は、地方事務所において上記の検査野帳、調査調書等から行われているが、業務の効率化、データ入力の正確化等を考慮すれば補助金申請をWEB申請とすることも有用と考える。</p>	<p>森林GISの情報更新に必要な施行実施箇所の林班情報を正確かつ効率的に更新するため、平成27年12月に造林システムの改修を行いました。また、全ての林班情報を入力する旨を平成28年8月29日付けで作成した平成28年度造林補助システム運用・操作マニュアルに記載して周知するとともに、平成28年9月に実施した研修において徹底しました。</p> <p>なお、補助金のWEB申請については、まずは造林システムを着実かつ適正に活用することとし、その上で効果等を勘案しながら検討してまいります。</p>

<p>施業情報の 正確な収集 と記録</p>	<p>意見</p>	<p>信州の森林づくり事業実行内訳書付表兼事業調査調書、森林簿、森林施業図（林班図）について以下のような不備がみられた。</p> <p>補助金交付申請地の施業情報について、施業地を示す林班等（林班－小班－施業番号－枝番）の全てが、信州の森林づくり事業実行内訳書付表兼事業調査調書の「施業面積等の事業内容」「調査野帳」に記入がない事例があり、記載が不十分である。</p> <p>また、森林GISに間伐等の施業履歴が十分に反映されていない状況にもある。施業状況の確認は、補助金交付申請書に添付された森林計画図によって行われていることから、森林GISの森林計画図原本の修正が完全には行われていない。</p> <p>信州の森林づくり事業実行内訳書付表兼事業調査調書、森林簿、森林計画図といった森林行政にとって重要な資料については、常に最新の情報を反映させ、効果的かつ効率的な森林行政のため有効活用すべきである。</p>	<p>信州の森林づくり事業実行内訳書兼調査調書は、代表林班のみ表示されることから、造林システムにおいて、全ての林班情報を入力する旨を平成28年8月29日付けで作成した平成28年度造林補助システム運用・操作マニュアルに記載して周知するとともに、平成28年9月に実施した研修において徹底しました。</p> <p>森林計画図の修正については、森林簿等修正報告書等の根拠資料に基づき、速やかに行うことになっていることから、平成28年7月に開催した森林GIS操作研修会等において、修正作業が確実に実施されるように徹底しました。</p>
--------------------------------	-----------	---	--